二　火山災害警戒地域の指定を受けている道府県において、当該道府県における火山防災に関する専門的な知識を有する職員の育成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.5 + B \times 0.8$

算式の符号

A　当該道府県と市町村等（市町村又は市町村が組織する一部事務組合若しくは広域連合をいう。以下この号において同じ。）との間又は市町村等相互の間の公共施設の集約化若しくは複合化又は施設の機能の統合（以下この号において「集約化等」という。）に伴う施設及び機能の廃止を含む。）に向けた調査検討に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）

B　当該道府県と市町村等との間の公共施設（公営住宅及び公営企業に係る施設を除く。）の集約化等の円滑化のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該施設の供用が開始された年度（施設の機能の統合の場合には、当該統合が決定した年度）以降５箇年度に限るものとし、当該５箇年度の期間において、集約化等１件につき62,500,000円を上限とする。）

［新設］

百一　広域的な公共施設の集約化等に向けた調査検討及び集約化等の円滑化に要する経費があること。

［新設］

百二　ふるさとミライカレッジの実施に要する経費があること。

ふるさとミライカレッジの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一五、〇〇〇、〇〇〇円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に五、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

［新設］

百三　二地域居住・関係人口施策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　二地域居住希望者等に対する情報発信及び相談窓口の設置、二地域居住等の機会創出並びに二地域居住者等の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　二地域居住コーディネーターの設置、二地域居住希望者等に対する相談対応等の実施及び二地域居住者等に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

私立専修学校高等課程において、特別の支援を必要とする生徒及び不登校生徒への支援に係る費用の補助に要する経費として総務大臣が調査した額（一校当たり二、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

［新設］

百四　私立専修学校高等課程におけ